

大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 27 年条例第 18 号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>○大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例</p> <p>平成 27 年 3 月 12 日 条例第 18 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定めるものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 2 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> | <p>○大田区地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例</p> <p>平成 27 年 3 月 12 日 条例第 18 号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定めるものとする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 2 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>（職員に係る基準及び当該職員の員数）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一</u></p> | <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p><u>の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、同項に規定する常勤の職員の員数に加え、専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちから1人を加えた員数とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、同項に規定する常勤の職員の員数に加え、専らその職務に従事する常勤の同項各号に掲げる者のうちから1人を加えた員数とする。</p> |